

2.6 課題となっている事項・要望等（自由回答）

犯罪被害者等施策を進めるに当たって課題となっている事項について尋ねたところ、回答のあった主なものは以下のとおりであり、予算・人的の確保、ノウハウの構築と共有化、住民への浸透等の課題が指摘されている。

（１）施策の総合的な推進に向けた庁内関係部局等への働きかけ

- ・職員数が少なく、施策の推進には取組めていない。
- ・犯罪被害者施策については、現在までなじみがなかった分野であり、総合的施策の進め方マニュアル的のものがあれば進めやすい。
- ・施策の総合的な推進に向けた庁内の関係部局への働きかけとしては、まず、庁内窓口での二次的被害を防ぐことを目的とした職員研修を実施して良好に進んでいる。また、犯罪被害者等施策を進めるにあたっては、行政に対する需要が絶対的に少ない点と、そのニーズが広範囲にわたり把握しにくいことから、当面は既存の組織・施設を活用しての施策の推進を図っている。これまでも、特に犯罪被害者という要件ではなく、犯罪被害者等の方で個別の施策の適用要件に合致していれば、各種相談事業、生活保護、貸付金、子育て支援事業などを適用し対応してきた経緯もある。犯罪被害者等支援に特化した施策の実施や組織を設置することは、人員や人材、そして財源の面から難しい。
- ・防犯自治関係と犯罪被害者等支援関係の所管が違っており、総合的な推進施策を推進していく上でも、今後その一本化を図っていく必要がある。
- ・本町において、犯罪被害者等の発生事例がほとんどなく、相談・支援の対応も全くないため、現段階では課題も明確に見出せていない。

（２）総合的な対応窓口における体制の整備、関係機関・団体との橋渡し

- ・現在、担当窓口が決まっておらず、職員数の不足から対応も困難である。
- ・総合的な対応窓口は現在、住民課となっているが、犯罪被害者等施策に対して何の知識のないもの相談窓口になり相談をタライ回しにすることになるので、民間委託（県が市町分を一括して）してほしい
- ・各関係機関が管轄する範囲を明確にし、強固な連携体制を整備する必要がある。また、個人情報保護の観点から、犯罪被害者の情報をどの程度まで他団体と情報交換出来るのかを明確にする必要がある。
- ・総合的な対応窓口となると、専任が必要となるため、現職員では対応しきれない。

（３）地方公共団体独自の支援施策の充実

- ・基本法の対象とする犯罪被害の種類、それに伴う被害者等にニーズが広範すぎるため、施策のポイントが絞れない。また、民間団体が行っているような同行・付添いなどは、あえて地方公共団体が行う必要があるのかという疑問が行革的側面からもある。

- ・市では、総務課内になんでもできる係を設置し、相談窓口としていますが、現在まで犯罪被害者支援に関する相談がない。相談があれば、NPO法人の被害者支援センター等を紹介する程度で対応を検討している。財源も厳しいことから、全国の他の自治体の取組内容を紹介してほしい。
- ・どういう要望があるのかわからず、独自施策を考えていく上での判断材料が乏しい。

（４）地域住民の理解・協力の促進

- ・被害者の立場やおかれている状況等を地域住民に理解していただくためには、地域住民への啓発・研修を推進していくのが重要であるとする。
- ・相談窓口が設置されていることを、市民に周知させるための広報が課題である。
- ・「犯罪被害者等に関する国民意識調査」の結果でも明らかなように、地域住民の理解は進んでいないと感じる。犯罪被害者等基本法の施行から４年が経過する中、国及び地方公共団体が連携した更なる広報活動への取組が必要ではないか。
- ・犯罪被害者等支援の必要性・重要性についての認識は、未だ不足していることから、国・県・県警・民間支援団体・市町等が連携した広報・啓発活動を実施するとともに、講演会・シンポジウム等の機会を捉えての情報提供等が必要である。
- ・国民に大きな影響を与えている報道機関との調整や報道番組を利用した広報の政策等を国で行ってほしい。

（５）その他

- ・犯罪被害者等の相談が今まで一度もありません。また、本町では、重大犯罪が発生していないので、施策に対する業務、予算化等、対応が難しい。係についても、他の業務を持っており、事務の業務はできるが専門的に取組むことが難しい。
- ・犯罪自体が縁がない地域なので、施策の必要性について又、緊急性について疑問あり。
- ・担当する職員がいない。兼務が多いことから十分な対応、研修ができない。
- ・犯罪の確認をしなければならないが、警察の協力がほとんど得られない。被害届の内容と申請内容が一致するかの確認ぐらいは協力してほしい。
- ・現実的な問題として、過去４年間で１件の電話相談しか受けていない実情からかんがみると、本施策の強力な推進に向け、専門の人員配置や予算措置等の対応を行うことは困難である。よって、現段階では、管轄警察署との連携を密に行うことにより対応したいと考えている。

問 34-1、問 34-2 について

「被害者支援ネットワーク加盟団体以外で、連携・協力している犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体があるか」との設問に対し、地方公共団体からの回答内容には、被害者支援ネットワーク加盟団体や警察署が主催している被害者支援連絡協議会（被害者支援団体ではない）などを挙げているものが多数あった。このため、この設問については統計の計上の対象から除外した。